



06



米国の 人材ビジネス

HR business overview in the US

フリーランスとギグエコノミー

06 フリーランスとギグエコノミー

米国のフリーランサーの分類と実態

フリーランサーの分類

フリーランスとは「自営で特定の業務のためにさまざまな会社で働くこと」(oxforddictionaries.com) あるいは「従業員としてではなく、さまざまな企業のために独立して働くこと」(dictionary.cambridge.org) と定義され、そのような働き方をする人をフリーランサーという。

フリーランサーに関する公式な統計はなく実態があきらかになっていないものの、クラウドソーシング大手の Upwork とフリーランス組合が共同で行った調査によると、以下の5つのタイプに分けられる¹。

① 個人事業主

個人事業主は伝統的なフリーランスの働き方で、特定の使用者に雇用されずに、プロジェクトベースで業務を請け負う。

② ムーンライター

正社員として仕事をする傍ら、それとは別にフリーでも(主に夜間)仕事をする人のことをいう。たとえば、日中は企業でウェブディベロッパーとして働き、夜に非営利団体のプロジェクトに携わる人など。

③ 多角的ワーカー

正社員やパートタイムの仕事とフリーランスの仕事を複数掛け持って仕事をする人。たとえば、週20時間は歯科医院で受付の仕事をしつつ、それ以外の時間に Uber の運転手をして収入を得る人など。

④ 臨時労働者

1つの会社で一時的な雇用契約に基づき仕事をする人。たとえば、数カ月単位のプロジェクトのために契約ベースでスタートアップ企業の事業戦略コンサルタントとして働く人など。

⑤ フリーランス事業オーナー

1人から5人の従業員を有する事業のオーナーで、自らをフリーランサー兼事業オーナーと位置付ける人。たとえば、ソーシャルマーケティングのリーダーとして小規模な代理店を立ち上げるために他のソーシャルマーケターチームを雇いつつ、依然として自分をフリーランサーと考える人など。

¹ Upwork, "Freelancing in America 2016, https://assets.freelancersunion.org/media/documents/FU_FreelancinginAmerica2016_Survey.pdf (last access September 4, 2022)

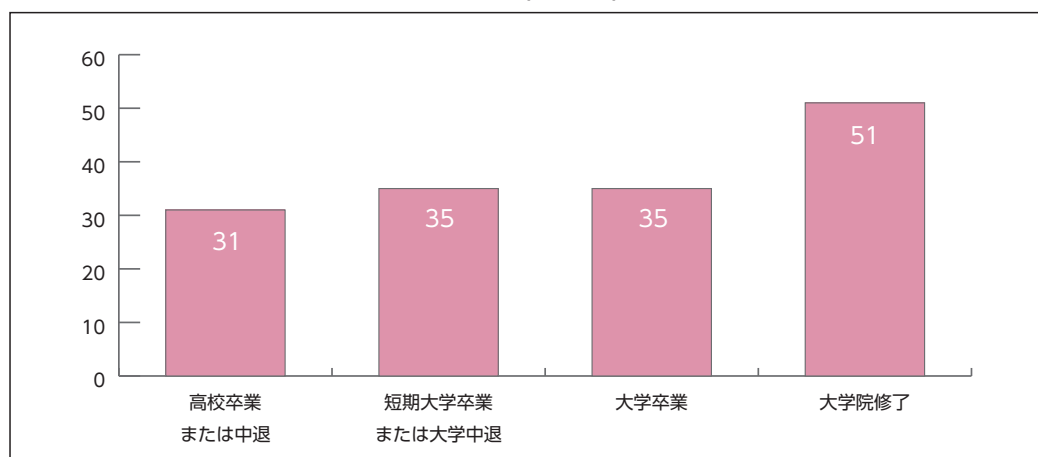
フリーランサーの実態

Upwork が定期的に発行しているフリーランスレポートによると、米国のフリーランサーの規模は1兆3,000億ドルに達する(Freelance Forward 2021)²。フリーランサーの市場規模は年々拡大しつつあるが、2020年のパンデミックによって起こったリモートワークへのシフトやテクノロジーの進化による高スキル人材の需要増加で勢いが増している。また、同レポートによると、米国労働力全体に占めるテンポラリーでないフリーランサーの割合は2020年から2021年にかけて33.8%から35.0%に上昇している。フリーランサーの学歴は総じて高いが、大学院修了者の51%はフリーランサーという働き方を選択しているという(図表1)。フリーランサーがフリーランサーという働き方を選んだ理由は、「勤務時間がフレキシブル」が最も多く、以下、「自分の好きな場所で就労できる」「自分の好きな仕事(または有意義だと思う仕事)ができる」「より自分らしく自由に仕事ができる」と続く(図表2)。職種別の労働力に占めるフリーランサーの割合をみると、「芸術・デザイン」が77%と最も高く、次いで「マーケティング(58%)」、「コンピューター・数学(53%)」と続く(図表3)。

また、市場調査会社のStatistaによると、世代別にみたフリーランサーの割合は、ジェネレーションZ(1997～2012年生まれ)では50%、ミレニアル(1981～1996年生まれ)では44%、ジェネレーションX(1965～1980年生まれ)では30%、ベビーブーマー(1946～1964年生まれ)では26%である(図表4)³。

図表1 労働力に占めるフリーランサーの割合(学歴別)

(単位: %)



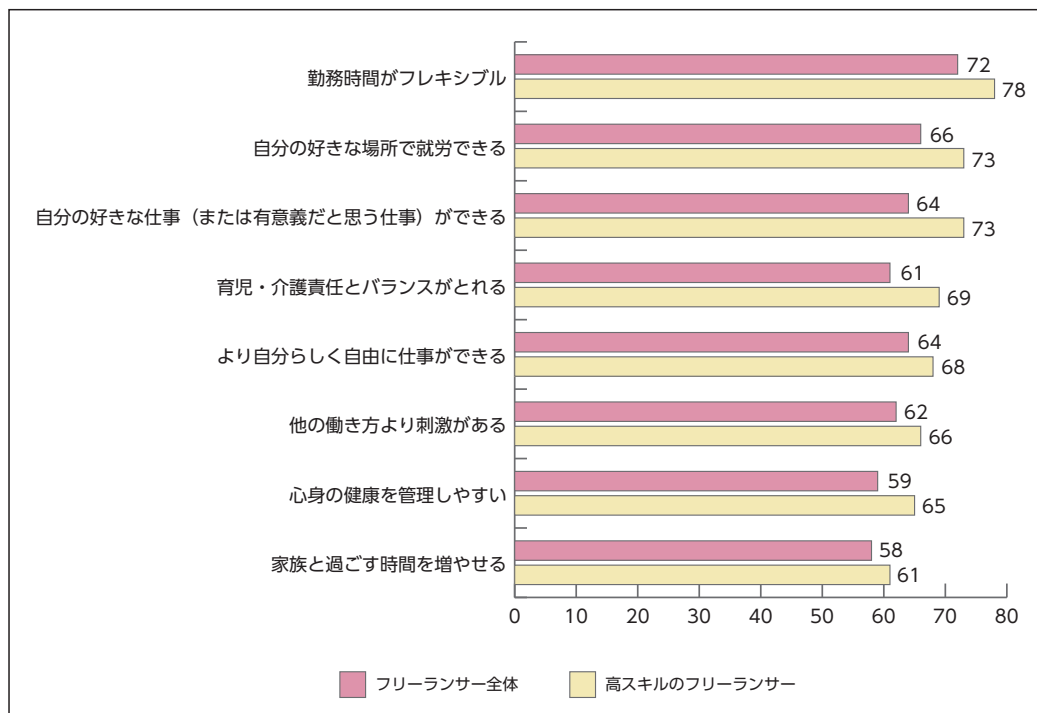
出所: Upwork, "Freelance Forward Economist report," Dec 2021, <https://www.upwork.com/research/freelance-forward-2021> (last access July 10, 2022)

2 Upwork, "Freelance Forward Economist report," Dec 2021, <https://www.upwork.com/research/freelance-forward-2021> (last access July 10, 2022)

3 Statista, "Freelance Participation in the United States as of 2020, by Generation," <https://www.statista.com/statistics/531012/freelancers-by-age-us/#:~:text=According%20to%20a%202020%20survey,38%2C%20participated%20in%20freelance%20work> (last access July 12, 2022)

図表 2 フリーランサーを選んだ理由（複数回答）

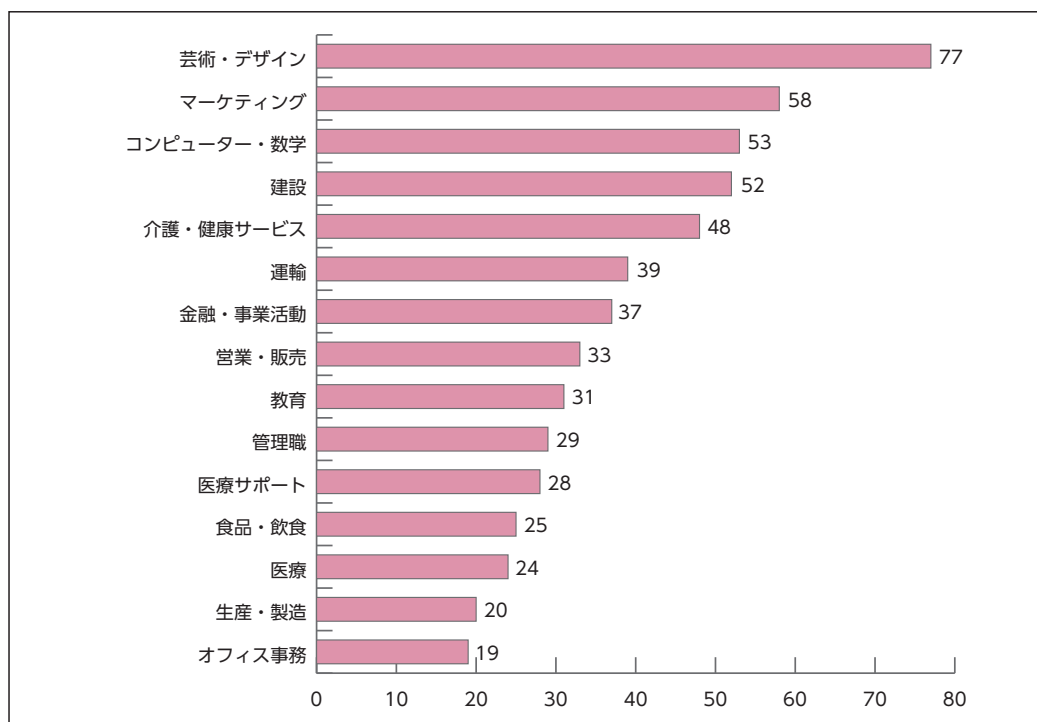
（単位：％）



出所：Upwork, "Freelance Forward Economist report," Dec 2021, <https://www.upwork.com/research/freelance-forward-2021> (last access July 10, 2022)

図表 3 職種別労働力に占めるフリーランサーの割合

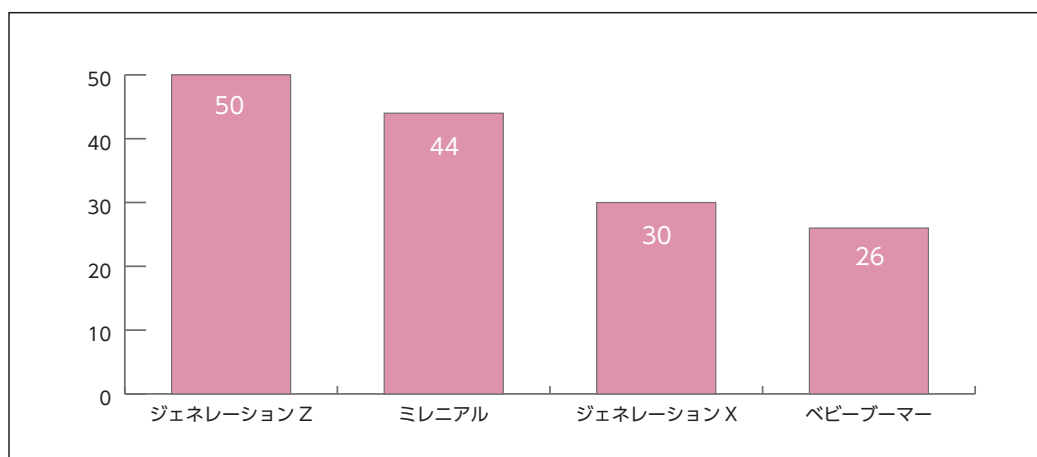
（単位：％）



出所：Upwork, "Freelance Forward Economist report," Dec 2021, <https://www.upwork.com/research/freelance-forward-2021> (last access July 10, 2022)

図表 4 世代に占めるフリーランサーの割合

(単位：%)



出所：Statista, "Freelance Participation in the United States as of 2020, by Generation," <https://www.statista.com/statistics/531012/freelancers-by-age-us/#:-:text=According%20to%20a%202020%20survey,38%2C%20participated%20in%20freelance%20work> (last access July 12, 2022)

フリーランス仲介事業者

米国ではオンラインで活動するフリーランサーが増えていることから、オンラインで業務の仲介を行う事業者が多い。Upwork のように参加者の対象職種をしばらずに運営している大手事業者のほかに、クリエイティブ系やテクノロジー系などに特化して事業展開する事業者も少なくない。

Oxford Internet Institute によると、このようなオンラインワーク・プラットフォームは、クラウドソーシング・プラットフォームとアウトソーシング・プラットフォームに分類され、さらにアウトソーシング・プラットフォームはオンラインフリーランシング・プラットフォームとマイクロワーク・プラットフォームに小分類される⁴。クラウドソーシング・プラットフォームは、最先端の研究・開発において、解決方法や解決のために必要なスキルが明確でない高度で複雑な問題を解明するために使われている。アウトソーシング・プラットフォームは、クラウドソーシングのように不特定の参加者を対象とせず、特定の個人・組織の売り手と買い手を結び付けるサービスである。アウトソーシング・プラットフォームのうち、オンラインフリーランシング・プラットフォームは、売り手と買い手のマッチングのクオリティ、業務のコーディネーションや評価を重視している。マイクロワーク・プラットフォームは、クライアントに定められた要件に合ったワーカーが自主的に参加することがあり、その点でクラウドソーシング・プラットフォームの一種として扱われることもある。しかし、マイクロワーク・プラットフォームとクラウドソーシング・プラットフォームでは、対象となる業務やその目的に大きな違いがある⁵。

4 Oxford Internet Institute, "Online Labour Index," <http://ilabour.oii.ox.ac.uk/online-labour-index/> (last access August 3, 2022)
詳細は、リクルートワークス研究所「欧米主要国のフリーランス調査 米国のフリーランス」Works Report 2022, https://www.works-i.com/research/works-report/item/freelance_us.pdf (last access August 3, 2022) を参照

5 前掲 4 リクルートワークス研究所を参照

以下ではこの分類にしたがって、代表的な事業者をいくつか紹介する⁶。

①クラウドソーシング・プラットフォーム

会社名	Topcoder
ウェブサイト	https://www.topcoder.com/
設立／登録者数	2001年／190の国と地域で150万人以上が登録
本社	米国インディアナ州インディアナポリス
概要	NASA、ハーバード大学などの研究機関に加え、多様な産業の大手企業も顧客である。
会社名	InnoCentive
ウェブサイト	https://www.innocentive.com/
設立／登録者数	2001年／190カ国でSolver50万人以上が登録
本社	米国マサチューセッツ州ウォルサム
概要	独自開発のチャレンジ（コンテスト形式）活用型イノベーションの管理手法に関するトレーニングを企業に提供し、解明すべき問題やニーズの特定を支援、Solverと呼ばれる登録者が参加するコンテストの設定に結び付ける。
会社名	Kaggle
ウェブサイト	https://www.kaggle.com/
設立／登録者数	2010年／世界全体で800万人以上が登録
本社	米国カリフォルニア州サンフランシスコ
概要	企業や研究機関などが投稿したデータの分析や予測モデリングをコンペティション形式で競う。オンライン上で機会学習など分析手法に関するトレーニングを行う。

6 前掲4 リクルートワークス研究所を参照

②アウトソーシング・プラットフォーム オンラインフリーランシング・プラットフォーム

会社名	Upwork
ウェブサイト	https://www.upwork.com/
設立/登録者数	1999年 / 180カ国以上で1,400万人以上が登録
本社	米国カリフォルニア州サンタクララ
概要	大規模なプラットフォームで70以上のカテゴリーの8,000以上のスキルを持つフリーランサーを紹介。顧客はMicrosoft、P&G、GEなど大手企業も多く、個別企業の需要に合わせたタレントプールを作成するなどのサービスも提供している。クラウドソーシングも行っている。
会社名	Fiverr
ウェブサイト	https://www.fiverr.com/
設立/登録者数	2010年 / 160カ国で83万人以上が登録
本社	イスラエル・テルアビブ
概要	サービス（ギグ）を製品として考えてその売買をするというコンセプト。1件1ドルの簡単なサービスから専門業務までサービスの幅は広い。
会社名	Freelancer
ウェブサイト	https://www.freelancer.com/
設立/登録者数	2009年 / 247カ国で約6,000万人が登録
本社	オーストラリア・シドニー
概要	プロジェクトベースでの人材紹介サービスのほか、コンテスト形式のクラウドソーシングも行う。

③アウトソーシング・プラットフォーム マイクロワーク・プラットフォーム

会社名	Amazon Mechanical Turk
ウェブサイト	https://www.mturk.com/
設立/登録者数	2000年 / 米国内の常時2万～5万人のワーカーが登録
本社	米国ワシントン州シアトル（Amazonによる運営）
概要	扱うタスクはアルゴリズム作成から写真やビデオのラベリング、商品説明、スキャン文書のワード作成など幅広い。
会社名	Liveops
ウェブサイト	https://liveops.com/
設立/登録者数	2000年 / 米国内に約2万人の登録者（エージェント）
本社	米国アリゾナ州スコッツデール
概要	クラウド・コールセンター運営。契約したワーカー（エージェント）がバーチャルなコールセンターで電話に対応する。
会社名	Sama
ウェブサイト	https://www.sama.com/
設立/登録者数	2008年 / 世界7カ国、9拠点で活動
本社	米国カリフォルニア州サンフランシスコ
概要	2021年にSamasourceから社名変更。貧困地域に居住する人々が生活費を得られるように、マイクロワークのトレーニングと就業機会を支援している。設立以来5万人以上の人が収入を得て貧困から脱却している。

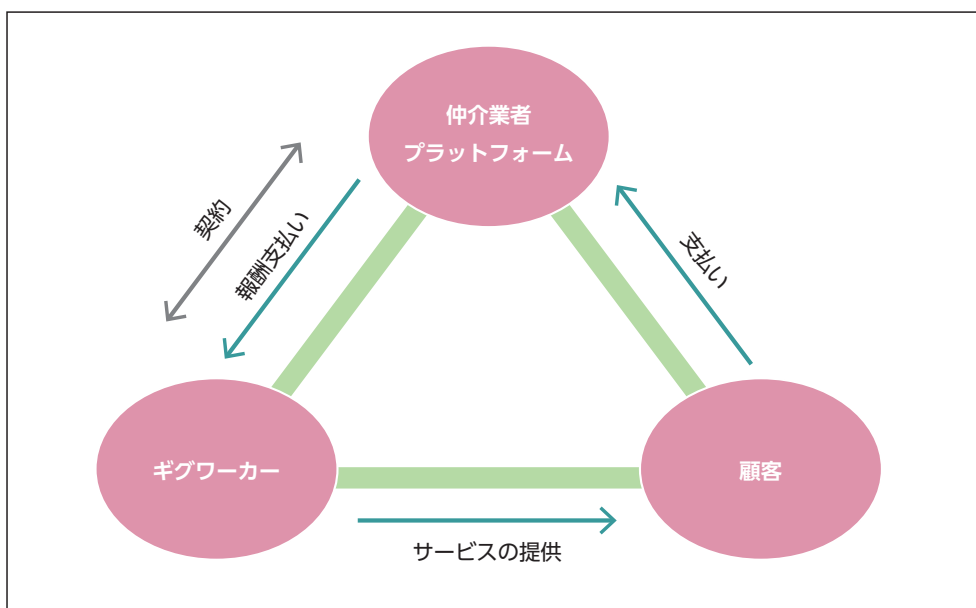
ギグエコノミー

ギグエコノミーの定義

近年、テクノロジーを活用して働くフリーランサーが増えるにつれて、ギグエコノミー (gig economy) という用語が頻繁に使われるようになった。その一般的な意味は「雇用主のもとで働くのではなく、一時的な仕事や個別の仕事をして、その都度報酬を受け取る働き方」(dictionary.cambridge.org)、「常用雇用と異なる短期契約やフリーランスの仕事の拡大を特徴とする労働市場」(oxforddictionaries.com) などであるが、米国連邦政府が定義するように「オンラインのプラットフォームを利用して収入を得る働き方」(米国財務省) ととらえた方が実態に近いと思われる。ギグエコノミーはシェアリングエコノミー (sharing economy)、オンデマンドエコノミー (on demand economy)、プラットフォームエコノミー (platform economy) ともいわれ、ギグエコノミーで働く人はギグワーカー (gig worker) と呼ばれる。

典型的なギグワーカーの働き方は、ウェブサイトや携帯電話アプリのプラットフォームを利用してプラットフォームを運営する仲介業者と契約を交わし、フリーランサーとして仕事をするというものである。ギグワーカーはプラットフォーム(仲介業者)を通じて顧客にサービスを提供し、顧客はそのサービスに対して決められた料金を仲介業者に支払う。仲介業者は通常、一定のコミッションや保険料等を差し引いて、ギグワーカーに報酬を支払う(図表 5)。

図表 5 ギグエコノミーの仕組み



ギグエコノミーの規模と特徴

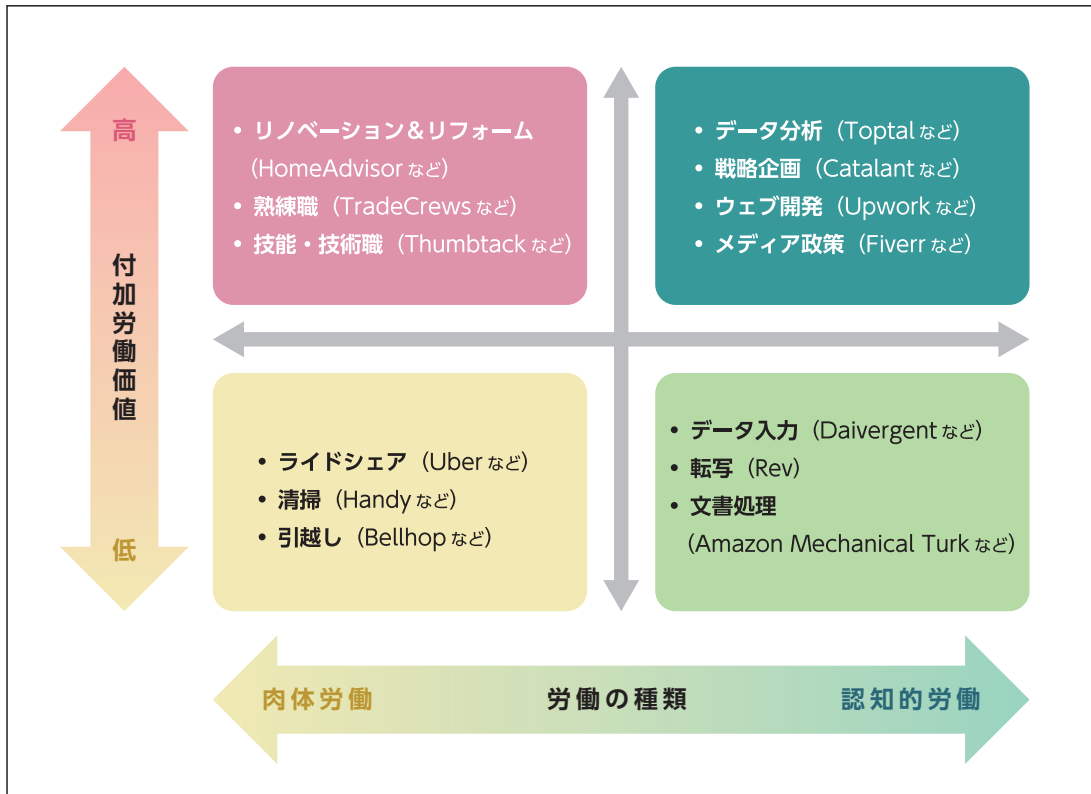
米国のギグエコノミーの規模については、全労働力の36%を占めているという見解⁷や、2025年にはオンラインの人材プラットフォームが生み出す雇用が米国だけで約4,100万人になるという予測が出されている⁸。一方、ギグエコノミーの市場はそれほど大きくないと推計する報告書も複数出されている⁹。連邦財務省による確定申告のデータを分析した2017年の報告書によると、少々古いデータだが2014年の確定申告においてギグエコノミー（オンラインプラットフォームベースの事業）で収入を得たと申告した個人数は10万9,700人で、全労働力の約0.7%であることがわかっており、それ以降、この数が大幅に増えているのは間違いないだろう¹⁰。しかし、ギグエコノミーの市場規模をめぐる統計はさまざまで、現時点で正確な数字を把握するのは難しい。

なお、2021年時点のギグエコノミー最大の仲介業者は、ライドシェア最大手のUberである。同社の従業員数は2万9,300人、1日のライド数は約1,745万件、2021年の取扱高は904億ドル、収益は175億ドルである¹¹。

ギグエコノミーのマーケットプレイスであるデジタルプラットフォームは、縦軸を付加労働価値、横軸を労働の種類とするマトリックスによって4つに分類できる（図表6）¹²。2020年以降、主要なプラットフォームはパンデミック下の需要を取り込むためにより付加価値の高いサービスを提供するよう努力している。たとえば、戦略企画のコンサルティングサービスで知られるCatalantは、2020年4月にCatalant Core Platformという新しいサービス型ソフトウェア(SaaS)を立ち上げているが¹³、高スキルのフリーランス人材の需要が増えているため、スキルギャップを埋めるというデジタルプラットフォームの役割はますます大きくなっている。

- 7 Zety, "Gig Economy: Definition, Statistics & Trends [2022 Update]," April 27, 2022, <https://zety.com/blog/gig-economy-statistics> (last access July 23, 2022), McKinsey & Company, "An On-Demand Revolution in Customer Experience Operations?" October 12, 2021, <https://www.mckinsey.com/business-functions/operations/our-insights/an-on-demand-revolution-in-customer-experience-operations> (last access July 23, 2022)
- 8 McKinsey & Company, "A Labor Market That Works: Connecting Talent with Opportunity in the Digital Age, Appendix: Country Case Study," June 2015, https://www.mckinsey.com/~media/McKinsey/Featured%20Insights/Employment%20and%20Growth/Connecting%20talent%20with%20opportunity%20in%20the%20digital%20age/MGI_Online_talent_A_labor_market_that_works_Full_report_June_2015.pdf (last access January 23, 2018)
- 9 たとえば、Harris, S. and Krueger, A., "A Proposal for Modernizing Labor Laws for Twenty-First-Century Work: The 'Independent Worker'," The Hamilton Project, Discussion Paper 2015-10, December 2015, Farrell, D. and Greig, F., "Paychecks, Paydays and the Online Platform Economy," JPMorgan Chase & Co. Institute, February 2016, Katz, L. and Krueger, A., "The Rise and Nature of Alternative Work Arrangements in the United States, 1995-2015," Working Paper, March 2016.
- 10 Jackson, E., Looney, A. and Ramnath, S., "The Rise of Alternative Work Arrangements: Evidence and Implications for Tax Filing and Benefit Coverage," Office of Tax Analysis Working Paper 114, the Department of the Treasury, January 2017.
- 11 Business Wire, "Uber announces Results for Fourth Quarter and Full Year 2021," February 9, 2022 <https://www.businesswire.com/news/home/20220209005466/en/> (last access July 23, 2022)
- 12 Fuller, J., Raman, M., Bailey, A., Vaduganathan, N., et al., "Building the on-demand workforce," (November 2020), Published by Harvard Business School and BCG.
- 13 Catalant, "August 2020 Release Notes," September 1, 2020, <https://gocatalant.com/strategy-execution/august-2020-release-notes/> (last access July 23, 2022)

図表 6 デジタルプラットフォームの分類



出所：Fuller, J., Raman, M., Bailey, A., Vaduganathan, N., et al, "Building the on-demand workforce," (November 2020), Published by Harvard Business School and BCG.

課題

フリーランサー、とりわけギグワーカーの増加とともに、多くの問題点が浮上している。ギグエコノミーの仕事は伝統的な常用雇用とは異なり、安定的な収入を得る手段にならないことが多い。そのため、多くのギグワーカーは収入の変動と不安定さに直面している。

また法的な観点ではギグワーカーの労働者性について問題が浮き彫りになっており、訴訟が後をたたない¹⁴。ギグワーカーはオンラインテクノロジーやアプリを通じてマッチングされた顧客にオンデマンドでサービスを提供する。ギグワーカーの働き方や仲介事業者との関係は、彼らの仕事が仲介事業者の事業に不可欠であるという点や、仲介事業者が仕事量や料金を指揮しているという点では、伝統的な常用雇用労働者の働き方や従来の雇用関係と類似している。しかし、ギグワーカーが就労日や就労時間を自由に決め、複数の仕事を掛け持ちし、あるいは同業他社の仕事をすることもあるという点では伝統的な働き方とは異なっている。そのため、現在の米国労働法や税法の枠組みがギグワーカーに対応しきれておらず、ギグワーカーに労働者性が認められるかどうかは不透明な状況である。労働市場の混乱と訴訟を回避し、ギグワーカーの身分の安定を図るために何らかの対応が必要であるというコンセンサスが高まりつつある。

州レベルではギグエコノミーの中でも Uber や Lyft といった輸送ネットワーク会社の運転手（以下、ギグドライバー）を対象に新基準を制定する動きがある。たとえば、ウェストバージニア州は 2016 年に、輸送ネットワーク会社の運転手は一定の基準を満たす限りは個人事業主であると規定する新法を制定している¹⁵。同様の法律はフロリダ州、デラウェア州、テキサス州などでも成立している。

一方、カリフォルニア州では、2019 年に州議会がギグワーカーを保護する内容のカリフォルニア州議会法案 5 号 (Assembly Bill 5, AB5 法) を可決し、同法は 2020 年 1 月 1 日から施行された。AB5 法は、会社のためにサービスを提供するワーカーは賃金と付加給付の請求権を有する「労働者」とであると判示した 2018 年 4 月のカリフォルニア州最高裁判決に基づく判例法を拡大する内容で、以下 (A) (B) (C) の 3 段階の基準に基づき、当該ワーカーが個人事業主であるかどうかを判断する。

- (A) 当該ワーカーは契約上かつ実際、業務遂行について会社の指揮命令を受けない
- (B) 当該ワーカーは会社の通常業務外の業務を遂行する
- (C) 当該ワーカーは会社のために行う業務と同質の事業、職業、通商を独立して行っている

同法に反発したのはギグエコノミー大手の Uber、Lyft、DoorDash、Instacart で、これらの企業はアプリベースで就労するギグドライバーを AB5 法の適用対象外とする Proposition 22 という法案を提起し、2020 年 11 月に行われた住民投票で Proposition 22 は賛成多数で可決し法令となった。

14 オカケイコ「ギグエコノミーにおける働き方と労働者性—米国を例として—」阪大法学第 67 巻第 3・4 号 (2017 年)

15 http://www.legis.state.wv.us/Bill_Status/bills_text.cfm?billdoc=hb4228%20intr.htm&yr=2016&sesstype=RS&i=4228 (last access July 20, 2018)

ところが、2021年1月、アプリベースで就労する運転手や労働組合が、Proposition 22の特定の条項が違憲であり無効だと上位裁判所に訴えた。2021年8月、アラメダ郡上位裁判所はProposition 22が州憲法に違反するとする判断を示した¹⁶。Proposition 22の主唱者はこれを不服として上訴しており、上訴審での判断が示されるまで同法令は効力を維持する見込みである¹⁷。

カリフォルニア州におけるギグドライバーとギグ企業との攻防は、他州にも影響を及ぼしている。2022年6月、マサチューセッツ州では、UberとLyftが両社で仕事をするギグドライバーの労働者性を著しく制限する、Proposition 22と類似した内容の発案を試みている¹⁸。一方、ワシントン州では2022年3月31日にギグドライバーの付加給付に対する権利を制限する内容の法案が成立している(Washington State Legislature, HB2076, 2021-22)。同法は、ギグドライバーが個人事業主であることを前提としつつ、彼らの最低賃金と傷病休暇を保障するものの、UberとLyftの正規労働者が享受するその他の付加給付に対する権利は否定している。両社はコネチカット州とニューヨーク州でも同様の法案を提出する準備を進めている¹⁹。

16 Law.com, "Alameda County Judge Strikes Down Proposition 22," August 20, 2021, <https://www.law.com/therecord-er/2021/08/20/alameda-county-judge-strikes-down-proposition-22/?slreturn=20220619203626> (last access July 23, 2022), Courthousenews.com, Judge Ruling (August 20, 2021), <https://www.courthousenews.com/wp-content/uploads/2021/08/castellanos-order.pdf> (last access July 23, 2022)

17 Sequoia Forward Blog, "California Judge Rules that Prop 22's Independent Contractor Law for Gig Workers is Unconstitutional," September 20, 2021, <https://www.sequoia.com/2021/09/california-judge-rules-that-prop-22s-independent-contractor-law-for-gig-workers-is-unconstitutional/> (last access September 4, 2022)

18 The New York Times, "The Next Battlegrounds for Gig Worker Labor Laws: Massachusetts," June 1, 2022, <https://www.nytimes.com/2022/06/01/business/massachusetts-gig-workers-ballot.html> (last access July 23, 2022)

19 Fisher & Phillips LLP, "Washington State Rideshare Businesses Achieve Historic Compromise to Guarantee Wages in Exchange for Contractor Status," April 5, 2022, <https://www.fisherphillips.com/news-insights/washington-state-rideshare-businesses-achieve-historic-compromise.html> (last access July 23, 2022)

Works University

米国の人材ビジネス

06 フリーランスとギグエコノミー

執筆

Keiko Kayla Oka (リクルートワークス研究所 客員研究員)

監修

村田 弘美 (リクルートワークス研究所 主幹研究員)

表紙・制作

中元 杏奈 (リクルートワークス研究所)

制作

泊 真樹子 (リクルートワークス研究所)

寺嶋 恵美子 (リクルートワークス研究所)

発行

リクルートワークス研究所 グローバルセンター

2022年12月21日発行

リクルートワークス研究所
〒104-8001
東京都中央区銀座8-4-17
リクルート銀座8丁目ビル
株式会社リクルート
<https://www.works-i.com>

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。
©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.

参考資料等に掲載しているURLは各ホームページにリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。
(最終リンク確認: 2022年9月)